

A001再診料の注12に掲げる地域包括診療加算・B001-2-9地域包括診療料の「慢性疾患の指導に係る適切な研修」を修了した医師について

○対象となる研修

『日本医師会生涯教育制度』に係る研修（主催：日本医師会）

… 継続的に、2年間で通算20時間以上の研修を修了する必要があります。

○講習の内容

20時間の講習の中には、カリキュラムコード（CC）が

- ・「29 認知能の障害」
- ・「74 高血圧症」
- ・「75 脂質異常症」
- ・「76 糖尿病」

<受講記録>

- ・ カリキュラムコード（29,74,75,76,他）
- ・ 研修時間

がわかるものを、添付する必要があります（2年間分）。

を含んでおり、それぞれ1時間以上の研修を受講する必要があります。

（ほか、服薬管理、健康相談、介護保険、禁煙指導、在宅医療等の主治医機能に関する内容が適切に含まれているもの。）

○届出について

初回の届出を行ったあとは、当該届出に係る診療報酬を算定する月の1日から起算して、

2年ごとに、20時間の講習の受講記録を添付して、届出する必要があります。

- ・ 地域包括診療加算 … 別添7：様式2の3
- ・ 地域包括診療料 … 別添2：様式7の7

A001再診料の注12に掲げる地域包括診療加算・B001-2-9地域包括診療料の「慢性疾患の指導に係る適切な研修」を修了した医師について

【平成30年診療報酬改定後】

(研修の受講経験が複数回ある医師の受講)

- 2年ごとの研修修了に関する届出を2回以上行った医師の、それ以後の「2年間で通算20時間以上の研修」の履修については、次の日本医師会生涯教育制度のカリキュラムコード（CC）についても、

- ・ 「29 認知能の障害」
- ・ 「74 高血圧症」
- ・ 「75 脂質異常症」
- ・ 「76 糖尿病」

e-ランニングによる単位取得（※）が可能となりました。

※ 平成30年7月10日時点では、「75 脂質異常症」に該当するコンテンツはありません。

(例) 平成27年4月1日から起算して2年ごとに研修修了の届出を行い、平成31年に3回目の研修修了に関する届出を行う場合は、e-ランニングによる単位取得でも届出可能。

【注意】

継続的に2年間で通算20時間以上の研修の修了と、2年ごとの届出は引き続き必要ですので、ご注意ください。